

「(仮称)墨田区基本構想の策定等に関する条例」(案)の基本的考え方について

1 経緯

- (1) 従来、墨田区基本構想（以下「基本構想」という。）については、地方議会の議決を経て策定することが地方自治法において義務付けられていた。しかし、地方分権改革の取組の中で、策定義務に関する規定を削除する改正法が平成23年8月1日に施行され、基本構想の策定及び議会の議決について、各自治体の判断に委ねられることとなった。
- (2) 令和2年度の議会改革特別委員会において、基本構想の議決の要否について、改めて策定の時期に検討することとされた。
- (3) 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化について規定された改正地方自治法が本年5月8日に施行され、「地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決」することとされた。

2 基本構想の位置付け等

(1) 基本構想の位置付け(案)

区民と区が共有するまちづくりの基本理念や目指すべき将来の姿を描く区民共通の目標であるとともに、自治体運営の最も基本となる指針とする。

(2) 策定の意義

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、地域コミュニティの変化など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化している。こうした社会の変化の中で、自らの暮らす地域のあり方について、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動する、住民自治の意識を醸成していくことが重要になっている。

区民をはじめとした多様な主体とともに基本構想の策定を進めることで、地域の課題について理解を深め、目指すべき将来像を取りまとめていく。

(3) 議決の必要性

基本構想の策定は、地方自治の本旨である「団体自治及び住民自治の確立」につながるものであり、地方公共団体の重要な意思決定であると考えられることから、議事機関である議会において審議いただくことが必要であると考えます。

(4) 基本構想と基本計画の関係

墨田区基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本構想で描く将来像の実現に向けた具体的な行政計画である。

議会からの指摘も踏まえ、一体的な策定について検討してきたが、基本計画は、計画期間中に取り組む具体的な事業や財政計画等を掲載しており、基本構想と併せてこれを議決した場合、社会情勢の変化に応じた柔軟な行政運営に課題が生じるおそれがあるため、分けて策定を行うこととする。

3 現基本構想の評価

現在、各基本目標に関する達成度や基本構想の認知度等を測る区民アンケート調査を実施しているところであり、その結果を踏まえて課題等を整理し、次期基本構想策定を進める。

4 条例制定の意義と構成案

(1) 意義

基本構想の位置付けを明確にするとともに、議会の議決事件とすることや附属機関を設置することなど、地方自治法において、条例で定めることと規定されている事項に対応する必要がある。

(2) 構成案

- ・ 条例の趣旨に関すること。
- ・ 基本構想の策定に関すること。
- ・ 附属機関の設置及び諮問に関すること。
- ・ 議会の議決に関すること。
- ・ 区政への反映に関すること。

5 今後のスケジュール

令和5年度墨田区議会定例会11月議会において条例案の議決を想定